

○東京藝術大学大学教員の選考手続等に関する申合せ

〔平成28年3月24日
制 定〕

改正 令和4年9月15日 令和5年6月15日

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京藝術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項（以下「要項」という。）第10条第5項に基づき、本学における大学教員の選考手続等その他必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この申合せにおいて「学部等」とは、美術学部（大学院美術研究科及び大学美術館を含む。）、音楽学部（演奏芸術センターを含む。）、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、社会連携センター、未来創造継承センター及び言語・音声トレーニングセンターをいう。

2 この申合せにおいて「大学教員」とは、東京藝術大学芸術研究院規則第3条第1項に規定する教員（助教及び助手を除く。）をいう。

3 この申合せにおいて「選考機関」とは、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科は「教授会」を、社会連携センターは「社会連携センター運営委員会」を、未来創造継承センターは「未来創造継承センター運営委員会」を、言語・音声トレーニングセンターは「言語・音声トレーニングセンター運営委員会」をいう。

(採用選考手続)

第3条 学部等における採用選考の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部等の長は、大学教員の採用人事を開始しようとするときは、学長に当該採用人事に係る申請及び東京藝術大学芸術研究院人事選考委員会要項第3条第2項の規定により芸術研究院人事選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員候補者の推薦を行うものとする。
- (2) 学長は、前項の付託を受けたときは、芸術研究院運営会議（以下「運営会議」という。）に当該採用人事計画等の審議を付託するものとする。
- (3) 運営会議は、前号の付託を受けたときは、当該採用人事の実施の可否を決定し、学部等の長に通知するとともに、当該採用人事の実施が承認されたときは、運営会議の下に「選考委員会」を設置するものとする。
- (4) 前号の選考委員会委員は、第1号に規定する学部等の長の推薦を参考に、運営会議長が決定するものとする。
- (5) 選考委員会は、当該採用人事の選考機関を決定するとともに、選考機関から推薦のあった採用候補者の書面審査等を行い、審査結果を運営会議に報告するものとする。
- (6) 運営会議は、前号の報告を受けたときは、当該採用候補者の審査を行い、審査結果を教育研究評議会に報告するとともに、採用候補者が適任でないと判断した場合には、選考委員会に差し戻すことができるものとする。

2 個々の具体の採用選考手続は、要項第10条第2項から第4項まで及び第11条各

項により行うものとし、その他採用選考に必要な手続は、当該選考機関が別に定めるものとする。

(昇任選考手続)

第4条 学部等の昇任選考の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 昇任人事の実施の可否は、学長への事前申請を要しないものとする。
- (2) 学部等の長は、当該選考機関が定める昇任選考手続等により昇任候補者を決定した場合、当該昇任候補者を運営会議に推薦するものとする。
- (3) 運営会議は、当該昇任候補者の審査を行い、審査結果を教育研究評議会に報告するとともに、昇任候補者が適任でないと判断した場合には、当該選考機関に差し戻すことができるものとする。

(申請期限)

第5条 学部等の長は、採用人事を行うときは、運営会議開催の一週間前までに申請書を学長に提出するものとする。

(助教等の採用選考手続)

第6条 学部等の長は、当該学部等の助教及び助手の採用人事を行うときは、当該選考機関が定める採用選考手続により採用候補者を決定し、当該採用候補者を運営会議に推薦するものとする。

(雑則)

第7条 この申合せに定めるもののほか、選考手続等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年6月15日から施行する。